

年金にかかる源泉徴収税額

■年金にかかる所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。

●計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{各種控除額}) \times \text{合計税率}^{(*)} \quad (5.105\%)$$

$$※: \text{合計税率} (5.105\%) = \text{所得税率} (5\%) \times 102.1 / 100$$

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額}^{(*)}) \} \times \text{合計税率} (5.105\%)$$

※ 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。

※ 合計税率につきましてはP31「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照ください。

◇各種控除額

対 象	控 除 の 種 類	月割控除額《1か月あたり》
受 給 者 全 員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満で年金額が213万円以下】 1か月分の年金支払額×25%+10万5千円 (最低額13万円)
		【65歳未満で年金額が213万円を超える】 1か月分の年金支払額×25%+10万円 (最低額12万5千円)
		【65歳以上で年金額が242万円 ^(※1) 以下】 1か月分の年金支払額×25%+10万5千円 (最低額17万5千円)
		【65歳以上で年金額が242万円 ^(※1) を超える】 1か月分の年金支払額×25%+10万円 (最低額16万5千円)
配偶者がいる場合 (本人所得が900万円 以下の場合に限る)	一般の配偶者の場合	32,500円 (年額390,000円)
	または 老人控除対象配偶者の場合	40,000円 (年額480,000円)

源泉控除対象親族がいる場合（16歳以上）	一般の扶養親族の場合	32,500 円 × 人数（年額 390,000 円 × 人数）
	または 特定扶養親族の場合 特定親族の場合	52,500 円 × 人数（年額 630,000 円 × 人数）
	または 老人扶養親族の場合	40,000 円 × 人数（年額 480,000 円 × 人数）
受給者本人、 配偶者、扶養親族が障害者の場合（※2）	普通障害者の場合	22,500 円 × 人数（年額 270,000 円 × 人数）
	または 特別障害者の場合	35,000 円 × 人数（年額 420,000 円 × 人数）
	または 同居特別障害者の場合（※3）	62,500 円 × 人数（年額 750,000 円 × 人数）
受給者本人が寡婦、 ひとり親に該当する場合	寡婦に該当する場合	22,500 円（年額 270,000 円）
	または ひとり親に該当する場合	30,000 円（年額 360,000 円）

※1：退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている場合は退職共済年金の年金額が「163万円」

※2：障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族（16歳未満）である場合においても適用されます。

※3：同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出しない場合

〔源泉徴収税額の計算〕（1円未満切捨て）

源泉徴収税額 = （年金支給額 - 社会保険料 - 控除額^{（※1）}） × 合計税率^{（※2）}（5.105%）

※1

【65歳未満で年金額が213万円以下】 1か月分の年金支払額 × 25% + 10万5千円（最低額13万円）

【65歳未満で年金額が213万円を超える】 1か月分の年金支払額 × 25% + 10万円（最低額12万5千円）

【65歳以上で年金額が242万円以下】 1か月分の年金支払額 × 25% + 10万5千円（最低額17万5千円）

【65歳以上で年金額が242万円を超える】 1か月分の年金支払額 × 25% + 10万円（最低額16万5千円）

※2 合計税率（5.105%） = 所得税率（5） × 102.1 / 100

（※）退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている場合の退職共済年金の年金額は上記の「242万円」は「163万円」となります。

合計税率については、P31の「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。



各種控除に該当する場合でも、扶養親族等申告書をご提出いただけない場合は、源泉徴収時には該当する控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収される場合がありますのでご注意ください。

各種控除に該当しない場合は、提出されない場合でも源泉徴収税額に差はありません。

平成 25 年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

- 平成 25 年 2 月に支払われた年金から、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。
- 復興特別所得税は、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の 2.1%相当額とされています。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 源泉徴収税率は次の計算で求めることになります。

$\text{合計税率} = \text{所得税率} \times 102.1 \div 100$
